

個人情報適正管理規定

キャリア・コンサルタント協同組合

- 1 個人情報を取り扱う本組合内の役職員の範囲は、経営コンサルティング事業部、ISO事業部、お役立ち事業部および外国人技能実習生受入事業部の役職員とする。個人情報取扱責任者は理事長（代表理事）とする。
- 2 理事長は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の役職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、理事長は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該請求に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的な事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、技能実習生に関する個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、外国人技能実習生受入事業部監理責任者渡邊健三は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、外国人技能実習生受入事業部監理責任者渡邊健三とする。
- 5 本規定は平成22年6月15日の理事会にて承認、同年7月1日より施行した「個人情報適正管理規定」を改定し、平成29年7月18日の理事会にて承認、同日施行したものである。